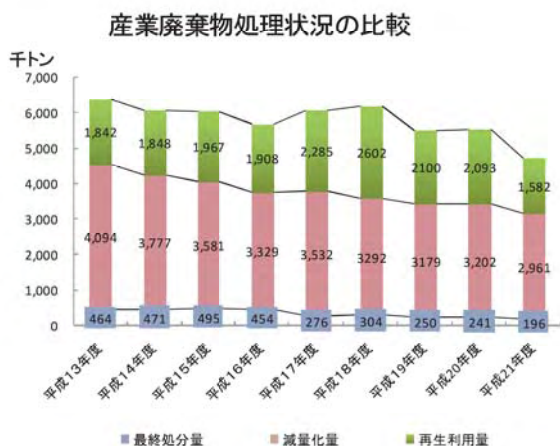


2 産業廃棄物対策

(1) 産業廃棄物の現状

産業廃棄物とは、事業活動に伴って生じた廃棄物のうち「廃棄物処理法」に定められた 20 種類のことを指します。

平成 21 年度に大阪市から排出された産業廃棄物の処理状況は、全体で 474 万トン（公共施設を含む）と推計されます。そのうち 462 万トン（97.5%）が中間処理され、166 万トン（35.0%）の処理残さが生じ、296 万トン（62.5%）が減量化されました。再生利用量は、直接再生利用される 9.5 万トンと処理後再生される 149 万トンを含めた 158 万トンで、最終処分量は、直接最終処分される 2.5 万トンと処理後最終処分される 17 万トンを含めた 20 万トンとなっています。



(2) 主な取組み

産業廃棄物対策として、次の取組みを中心とした施策を進めてきました。今後もこうした取組みについて、一層の推進を図ります。

① 産業廃棄物対策

ア. 減量化・適正処理の推進

「廃棄物処理法」、「大阪市廃棄物の減量推進及び適正処理並びに生活環境の清潔保持に関する条例」、「大阪市産業廃棄物処理計画」に基づき、産

業廃棄物の多量排出等の事業者や産業廃棄物処理業者に対して、立入調査の実施や処理状況の報告を求めるなど、規制・指導を行っています。

イ. ポリ塩化ビフェニル (PCB) *廃棄物の適正処理

「大阪市 PCB 廃棄物処理計画」を策定し、市内に保管されている PCB 廃棄物の早期適正処理に向けた取組みを進めています。また、PCB 廃棄物を処理する日本環境安全事業株式会社大阪事業所の操業については、「大阪市 PCB 廃棄物処理事業監視委員会」を設けるなどによって適正処理の確保と情報公開に努めています。

ウ. 自動車リサイクル法に基づく規制指導

自動車リサイクル法に基づく解体業及び破砕業の許可など規制・指導を実施しています。

平成 22 年度末の許可件数：解体業 48 破砕業 10

② 公共関与

市域が狭小で中小企業が多い本市では、産業廃棄物の処理が生活環境や産業活動に重大な支障をきたさないように、長期的、安定的な処理対策として一定の公共関与を行なっています。

ア. 大阪湾広域臨海環境整備センター

廃棄物を広域的に処理するために、港湾に広域処理場を建設、運営する事業主体の組織法人である「大阪湾広域臨海環境整備センター」に、関係地方公共団体及び関係港湾管理者として出資を行っています。

イ. 告示産業廃棄物の受け入れ（産業廃棄物取扱要項）

環境保全・零細企業対策の見地から、本市内の零細な排出事業者に限って一般廃棄物と併せて処理することができる固形廃棄物の処分のみを有料で行っています。